

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施	(用地課) 717
○公共測量の終了	() ヌ
○道路の区域変更	(中丹東土木事務所) ヌ
公 告	
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出	(都市計画課) 718

○道路の指定	(南丹土木事務所) 718
人 事 委 員 会	
○委員長の選任	〃
○委員長職務代理者の指定	〃

告 示

京都府告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和 8 年10月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域
京都市全域
- 測量の期間
令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
- 測量の種類
公共測量（空中写真測量）

京都府告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 8 年京都府告示第321号）が令和 8 年 9 月28日終了した旨測量計画機関の長である京都府南丹広域振興局長から通知があった。

令和 8 年10月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
亀岡市本梅町東加舎及び井出地内

京都府告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月23日から令和 8 年11月 6 日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 三俣綾部線
- 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
綾部市安場町打越6の1から	前	最小 5.4 ^m 最大 12.8	410.5 ^m
綾部市上延町上雑面10の5まで	後	最小 12.2 最大 29.7	403.6

- 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、J R向日町駅周辺地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年10月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

氏 名		住 所	
新	武 市 信 彦	新	芦屋市呉川町 9 の17の502
旧	春 名 幸 一	旧	西宮市奥畑 1 の27の411

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年10月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土 木事務 所名	指定した道路の概要			
			位 置	延長	幅 員	事業計画
8 南土建 第309号	令 8. 10. 9	京都府 南丹土 木事務 所	南丹市園部町河原町四号、上木崎町四辻、上木崎町寺ノ下、上木崎町大上將軍、上木崎町宮ノ口、木崎町土手下、内林町1号の各一部	m 870.0	m 最小 16.0 最大 16.0	南丹都市計画道路事業3・4・16号河原町内林線

人 事 委 員 会

京都府人事委員会告示第104号

令和 8 年10月15日開催の人事委員会会議において、同日付けで下記の委員を委員長に選任した。

令和 8 年10月23日

京都府人事委員会
委員長 辻 幸 子

記

委員 辻 幸 子

京都府人事委員会告示第105号

令和 8 年10月15日付けで、下記の委員を委員長職務代理者に指定した。

令和 8 年10月23日

京都府人事委員会
委員長 辻 幸 子

記

委員 坂 田 均